

令和3年度（第24回）千葉県介護支援専門員実務研修受講試験  
試験案内訂正箇所

【訂正箇所一覧】

No.	対象ページ・訂正前	訂正後
1	(1)P. 58 【様式】 実務経験証明書 (2)P. 60 【様式】 実務経験見込証明書 (3)P. 44 実務経験証明書【記入例①】 (4)P. 45 実務経験証明書【記入例②】 (5)P. 46 実務経験見込証明書【記入例③】 「⑤直接対人援助従事期間」の注釈 (誤) 国家資格証の登録日より算入し、病欠・ 産休等の期間は除く ※P. 44 のみ「病欠等」と表記	(1)～(5) 共通  (正) 国家資格証の登録日より算入し、病欠・ <u>育休・介護休業</u> の期間は除く <u>(産休と労災による休業は算入可)</u>
2	(1)P. 44 実務経験証明書【記入例①】 (2)P. 45 実務経験証明書【記入例②】 「⑤直接対人援助従事期間」の年号 (誤) <u>平成</u> 3年5月31日	(1)、(2) 共通  (正) <u>令和</u> 3年5月31日
3	・ P. 45 実務経験証明書【記入例②】 「⑩備考」の対人援助従事期間 ①〇〇苑デイサービスセンター (誤) 平成 <u>28</u> 年8月1日～ ②特別養護老人ホーム〇〇〇 (誤) ～令和3年 <u>8</u> 月31日	(正) 平成 <u>25</u> 年4月7日～  (正) ～令和3年 <u>5</u> 月31日
4	・ P. 46 実務経験証明書【記入例③】 「⑩備考」の対人援助従事期間 (誤) ①〇〇苑デイサービスセンター ②特別養護老人ホーム〇〇〇 における2カ所での勤務期間	(正) <u>すべて削除</u> <u>※1カ所での実務経験見込証明書の記載例のため</u>

【参考】試験案内P. 17「V. 受験資格等に関する Q&A」より抜粋

番号	質問	回答
(18)	・産前産後休業と育児休暇を取得していますが、その期間中は実務経験に含まれますか。	・育児休業、病気休業、介護休業の期間は、業務従事期間には含まれません。 <例>育休 令和2年5月1日～令和3年4月30日 この場合、1年間が実務経験に算出されません。 ただし、産前産後休業及び労働災害休業は業務従事期間に算入することができます。 その際は、証明書類(写し)を添付してください。

◎訂正後のデータは本会ホームページ内の下記URLに掲載していますのでご参照ください。

『令和3年度（第24回）千葉県介護支援専門員実務研修受講試験案内』

<http://www.chibakenshakyō.com/12keamane/keamane1.php>

なお、実務経験証明書と実務経験見込証明書は、訂正前の様式（冊子と本会ホームページからダウンロードしたもの）をそのまま使用していただいても差し支えありません。（既に申し込みをいただいた方も含む）